

企業倫理論とそのシニスム

エセック経済商科大学院大学教授・控訴院弁護士 ジャック・デルガ
訳 小梁 吉章

本稿は、フランスの旬刊法律誌ダローズ 2004 年 12 月 4 日号に発表された企業倫理論に関する論文の翻訳である。著者のデルガ博士は、エセック経済商科大学院大学法学社会科学部教授であり、控訴院弁護士も兼ねておられ、パリ大学で博士号を取得されている。わが国でも多発する企業の不祥事への対策として、従業員・経営者の遵守すべき企業倫理を「倫理憲章」の形式で公表する企業が多いが、本稿は、倫理憲章という倫理は名目に過ぎず、企業倫理憲章は投資家向けのマーケティングに過ぎないと断じて、形式的な企業倫理論に警鐘を鳴らしている。**わが国の実務上も参考になると思われ、同教授のお許しを得て、翻訳することとした。**なお、「要旨」は同論文の冒頭に掲げられたものである。

要旨：

世界中で企業の倫理憲章が盛んに作られている。また、統一的な性格を持つようになってきた。アングロ・サクソン・モデルがよく参考にされていることは余り説明されておらず、理解されてもいない。実務的な性格において倫理という概念は誤解されており、われわれの伝統的な道徳から縁遠いものである。アングロ・サクソンの法律と文化は、ローマ・ゲルマンの法律と文化とは極めて異なっている。ある国々で道徳的であること、あるいは許されたことが他の国々でもそうであるとは限らない。そこに無理解、あるいは誤用の原因がある。社会学的・法的な面での事件は数多い。従業員、ときには経営者もほとんど企業倫理の起案作業には加わっていないという点で、企業倫理は企業「内」倫理とは異なっている。こうした曖昧さによって、道徳文化的・法的基準は失われかねない。ここには、倫理を言うことに一種のシニスムさえありうる。

本文

企業倫理をめぐる議論が盛んで、倫理規則が増えている。数年前から一種の「企業倫理」競争が始まっている。CAC40（訳注1）銘柄の企業はほぼすべて倫理憲章を作成したと自慢しているが、その内容は必ずしも第三者には容易に知ることができない。実は、重要なことを隠そうとしているのではないか？マーケティング戦略に過ぎないのではないか？

このような企業倫理は、企業に跳ね返るものではないのか。多くの企業で、経営者や責任者が粉飾決算、贈収賄、背任、横領などの犯罪のために訴追されているが、こうした企

業も書類上は「倫理」憲章について述べている。発言と行動が相反している。倫理規則は企業犯罪をロンダリングするのものなのだろうか？

倫理を言えば言うほど、企業はそれを尊重しなくなり、道徳は地に落ちるとは多くの論者の言うところである。シニスムと倫理はよい組み合わせであろう。企業倫理は欺瞞ではないのか？この問いへの回答は見かけ以上に複雑である。このシニスムが生まれるのは、倫理という言葉が大仰に使っているからでも（広告でも同じように、偽りが大きければ大きいほど、批判の対象にならない）、その意味や射程を理解しておらず、説明しようともしないからでもない。企業倫理とは何か、より正確には企業倫理というときに何を言いたいのか？言葉が誤用されているから、定義よりも、アプローチが重要である。多くの優れた論者が行ったように、広範かつ一般的にこの概念を議論することや厳密だが不正確な定義を与えることよりも（法律家として、法そのものには定義がほとんどないことを指摘しておこう）、現実にあたってみるに如くはないのである。

本稿は純理論的な論稿ではなく、企業倫理に関する証言を目指している。企業倫理はいかにあるべきかではなく、今日企業倫理とは何か、を検証するものである。ここで憲章、実務、企業家の発言が役に立とう。このアプローチはもとより革命的ではない。本稿に法律家の過度の慎重さを読み取るむきもあろう。しかし、プラグマティックな性格だからこそ、推奨すべき倫理をよりよく検討し、適用することができよう。フランスの感覚では、大きな混乱があることを言うべきであって、意見や定義の絶対視は避けるべきである。

同じ言葉を使っているものの、企業用の倫理というものは存在せず、存在するのは倫理である。ここでは、支配的概念、理由、影響を取り上げよう。仮に、フランスにおいて意味のある批判があるとするならば、それはこうした検討を通じてであろう（I）。企業倫理は従業員や経営者から出たものなのか？多くの場合、企業倫理を強制されるが、従業員や経営者は倫理作成の過程から排除されているのではないか？言い換えると、企業倫理と企業内の倫理は一体化することができるのか、対立するものなのか？企業内の倫理の欠如は企業倫理とコロラリーなのだろうか？（I I）最後に、企業倫理に関するアングロ・サクソンの概念は意識されておらず、あるいは過小評価されているが、その支配に危険はないか？「企業倫理」の名において、企業の従業員や経営者の価値や指標が失われてはいないか？（I I I）

I フランスにおける企業倫理概念への疑問

企業倫理という言葉からなにを認識するだろうか？企業関連の倫理という概念は、企業倫理の存在を否定する多くの哲学者とそうは考えない多くの社会学者、経営者、実務家の間に議論を呼び起こしている。また、ナショナルな見方の者とインターナショナルな見方の者との間、ローマ・ゲルマン的概念の者とアングロ・サクソンの概念の支配を望む者との間にも対立がある。

A：概念のあいまいさ

1：倫理概念、企業倫理概念の多様性

国によって倫理観は異なる。倫理は、ときに国家が基礎としている宗教的な特殊性に基づいた神学的な観念に結びついている。フランスおよび大陸ヨーロッパでは、一般に無私に基づいた道徳のことである。カントによれば¹、倫理的であるためには行為が道徳価値に整合的であるだけでは充分でなく、利益に基づいて行われたものであってはならない。しかしすべての国にこうした道徳的かつ聖なる倫理観と同等のものがあるわけではない。宗教的または文化的な特殊性がなくても認められる価値がある（他者の財産）。いわゆる普遍的価値（カントを見よ）が問題となるところに倫理はない。苦痛、拷問、ジェノサイドのあるところで、倫理が取引することはない²。これは大原則の適用である。しかし、法や裁判と同様、倫理がこのように厳密に良心の問題ではなく、道徳を象徴するものではないアメリカのような国もある。アングロ・サクソン流の倫理は、法と同様に、地上の事実と現実に適応している。その適用はほとんど戦略的にケース・バイ・ケースで行われており、最近の例外はあるとしても（たとえば、有罪の主張の手續）、倫理や法を大原則の適用とみなすフランスとは反対である。良心や善悪の概念は不知なのである。アメリカ法では、窃盗について有罪と考えるから「有罪」とするのではなく、窃盗ばかりか重罪を見つけることにもなりかねないから捜査を終わらせたいのである。また、無罪の潔白な者であっても、重大な推定の観点からその潔白を証明することができず、より重大な制裁をうけるかもしれないから、有罪にするのである。逆に、潔白であるから「無罪」にするのではなく、有罪の立証の可能性が低いからなのである。アングロ・サクソン法は、ある意味で、善悪とはほとんど無縁の、社会的仲裁の手續的救済に過ぎない。倫理についても同様である。アメリカで環境を保護するのは、良心の問題としてではなく、潔白であっても、法律上「有罪」とされ、環境汚染を理由とする賠償金を圧縮するためであって、（より重大な制裁への）リスクという恐怖からである（司法取引手續）。これは計算と心理的懸念によるものであるが、想像以上にアングロ・サクソン世界では特殊なものではない。

2004年3月9日のペルベン第2法（訳注2）は2004年10月1日に施行され、「有罪の事前の自認」の手續を導入しているが、これは予審手續を改善するという倫理からではなく、主として裁判所の負担を軽減するためである。フランスでもどこでも、法律違反を本当は争うべきときでも、裁判所に出頭するより、警察の調書に基づいて（たとえば汚染の場合の）和解金をすぐに払う方を選ぶのは、しばしば見られる。

倫理概念に関する議論が盛んであるが、フランスでは、このことはまずもって倫理概念が統一的に展開されていないということからも説明することができよう。企業倫理に結び

¹ カント『人倫の形而上学の基礎づけ』（和訳は、野田又夫訳『世界の名著カント』223頁（中央公論社、1972）がある）。

² 「フランクフルト学派」『倫理的企業18号』（2003年4月）39頁参照。（訳注：倫理的企業はビジネス倫理サークルの年2回発行の雑誌名である）

付けられている倫理の概念は、われわれの哲学者たちを困惑させる類のものである。アンドレ・コント＝スポンヴィルは³、「企業倫理」という考えは、その性格上、企業の無私とある種の良心の存在を想定するものであるが、企業は法的には「法人」とされているものの、人ではないから、企業がこうした条件を充足することはできず、したがって企業倫理は存在しないという。企業に関して倫理を言うのは言葉の誤用なのである。また、会社はフランス文化の枠内では、言葉の哲学的な意味において道徳的人格（法人）とはみなされえないから、企業は倫理的とはみなされないのである。資本主義体制下での企業の目的は開発のほかには、富、利益、とくに株主の利益にあるということを否定できない。しかし、若干の批判を込めて、いわゆる「非営利法人」という協同組合形態の企業も存在することはしているが、この呼称は必ずしも正確とはいえない（配当を禁じられているからであって、利益の追求を禁じられているわけではない）。

マネジメントの世界に近い、多くの論者や実務家は資本主義国家での企業の第一の目的は利益であって、道徳や徳ではない（これは事実であって、批判しているのではない）ことを否定しないが、相当異なったアプローチを取っている。彼らによれば、企業に固有の倫理、いわゆる企業倫理は具体的な価値を通じて顕現すると考えている。例として、企業内で推奨される価値としては、単に顧客の尊重、すなわち顧客は神様というだけでなく、責任、自己実現、透明性、厳密、信頼、努力、統合、技術および行動でのプロフェッショナルリズム、忠実性などが挙げられている。対外的には、国内のみならずグローバルなコンテクストでも、世界中の市民にとって重要ないわゆる社会的な価値がここに加えられる。こうして企業は、環境責任を負うのである（サステイナブル・ディヴェロップメントという表現も使われている）。

2. 道徳的というよりプラグマティックな企業倫理

倫理憲章がいう企業倫理は、フランスの伝統的道徳概念から遠いものである。いわゆる企業倫理は、主として善という一般的な要請に基づく良心の倫理というよりもプラグマティックな結果を目指すものである。顧客は王様ということは、支払能力のある消費者を優遇することにすぎない。こうした企業倫理の意味は、スピノザのいう倫理観とは異なったものである⁴。これは道徳に代わるものではないが、道徳の考え方を排除するものでもない。ある種の道徳を尊重することと企業の利益は必ずしも相容れないものではなく、企業倫理はこれらの混在したものである⁵。ある哲学者の表現を借りるなら、「利益道徳」なのである。倫理的、道徳的な研究であっても利益を生み出しうるから、たしかに利益と倫理との

³ コント＝スポンヴィル『資本主義は道徳的か？』（アルバン・ミシェル、2004）。

⁴ スピノザ「エチカ」『全著作集』（初版1677年）（ガリマール、1955）（PUF、1996）。アレント『文化の危機』（フォリオ・エッセー、1972）を参照。

⁵ 『倫理的企業20号』（2004年4月）90頁参照。より一般的にはビジネス倫理サークル2003年、2004年版を参照。また、ペスキュー＝ビエフ『ビジネス倫理』（オルガニザシオン、2002）を参照。

間には重なる部分はある。しかし、逆に企業による利益の追求は、道徳的手段や少なくとも道徳に反しない倫理的な手段で達成されることによって、倫理的になるのではないだろうか？基本的であり、心すべき無私ということは、少なくとも一般に倫理固有の伝統的、フランス的な概念に照らすと必要ではないだろうか？これがなければ、倫理とは憲章にあるところのものであるという以外に、企業倫理をどう評価すればいいのだろうか？さらに、このように出来上がった企業倫理は、ときにフランスで会社の利益（訳注3）と呼ばれる会社の一般的な利益からはほど遠いようであり、他の関係者以上に株主を利するものとなっている。この点についてほとんど認識されておらず、倫理憲章を作成する際のアングロ・サクソン文化の影響も無視されている。

B：主としてアングロ・サクソンの理解されていない概念

企業倫理についての各種のアプローチ（憲章、コーポレート・ガバナンス規則）は、アングロ・サクソン流のものである。倫理論が一般的になっても、この特性は、必ずしも認識されているわけではなく、誤解の原因となっており、検討を必要とする。

1. 企業倫理についてのアプローチに対するアングロ・サクソン文化の影響

アングロ・サクソン流の倫理規則は、フランスにおいて当然のように強制され、しばらく前からは文書の形で示されているが、他のヨーロッパ諸国の企業では事情が異なる。英語のヘゲモニー、アメリカ資本市場の支配的地位のために、ビジネスの世界では、証券取引所に上場された企業はアメリカン・スタンダード、さらにはアングロ・サクソン文化に従っている。イスラムもこの点では西洋と異ならない。体制保守派さえ、どこそこの市場の機構、そこで得られる利益を承知しているのである。さらに一般的には、普通、ビジネスの世界ではものまねをすることはあるが、企業倫理についてはあるがまま、暗黙のうちに了解されたままに、世界的な秩序を受け入れている。また、そうすることで特別の利益を引き出すことができ、既得権を損なうことがないからである。将来の経営者や起業家を養成する高水準のマネージメント教育においても同様で、アングロ・サクソン流の用語が支配している。法務部は、ロー・デパートメントと呼ばれる。口に出して言わなくても、国際法とは最強の法律のことであることを認めざるをえず、まるで法律は商品になったかのようなものである。しかも、設立中の会社も含め、会社や協同組合の経営者は国内法に基づいて事業を行っているにもかかわらずである。著名な研究センターはフランスの法律雑誌について「英語で書かれていない、よってインターナショナルでない」と評価しているようである。

こうしたことに反対を唱える知識人の文章や行動の効果は限られ、「アメリカ流の」倫理憲章は、善悪を見極めるものなのかどうか、グローバル・コンペティションと世界戦略の中で投資家を集めようとしているのか、ビジネスでの法令違反の責任を隠蔽するものではないか、といったことを判別することもなく、教育の場で花を咲かせ始めている。

「企業統治」はコーポレート・ガバナンスのおおよその訳であるが、企業倫理を促進するための企業統治に関するフランスの規定も同様である。アングロ・サクソン・モデルを起源とし、潜在的投資家を意識し、企業の管理や透明性の改善よりも企業のマーケティング上、よりよいイメージを広めることを目的としている。

2. アングロ・サクソン流であることの理解の不十分と誤解の危険

企業倫理という言葉は、企業においてほとんど熟慮されることはない。なにが倫理で、起源はなにかということを知ることなく、憲章としてパネルに呈示され、掲げられるものを評価し、批判している。アメリカ流のアングロ・サクソン文化における倫理であること、すなわちフランス流の倫理ではないことを従業員は理解していない。一種のぼかしである。説明しようという意思は見られず、ときに一方的でさえある。なぜこうしたシステムをとるかということは、トップの経営幹部や倫理憲章を起案した経営者や株主にしか明らかにされないが、いわゆるインターナショナルな目標を掲げている企業の従業員には、文化の結合や総合ではないこと、この方向性や「企業倫理」についてのこうした選択の理由を知らせるほうが健全であろう。「アングロ・サクソン流」であるという倫理憲章の性格を明らかにしなければ、同じ目標に向かっている者でも、無理解や場合によっては不信を引き起こしかねない。

その多くが倫理憲章を採用している、いわゆるインターナショナルな企業、あるいはインターナショナルな役割を担う企業（企業と看做される協同組合を含む）では、英語が共通語になっていること、いわゆるインターナショナル・リクルートメントが増えていることから、トップ・マネジメントの指示もあって、アングロ・サクソン流の概念に近い倫理の理解と普及が進められている。しかし、ここに一種の欺瞞があり、フランス、より正確にはローマ・ゲルマン法に整合的な本来の意味での「倫理」を守るという考え方を抱かざるを得ない。「企業倫理」が本来の価値とは無縁のマーケティング目的であることを説明せずに提示することにはシニスムがあらう。

要するに、フランスがアングロ・サクソンと同じ倫理概念を持っていないからといって、「アメリカ流」企業倫理を絶対悪であるというのではない⁶。善に関わるものもある。禁煙運動、森林保護、奴隷・児童労働の禁止、報酬の透明性はそれ自体批判すべきものではない。教訓を守るべきである。注意すべきことは、アメリカ流の倫理そのものではなく、フランスとは極めて異なっているアングロ・サクソン流の倫理概念を強制することに抵抗しないこと、この点を意識していないことである⁷。この点は、従業員がめったに倫理憲章の

⁶ 『倫理的企業 20号』116頁参照。

⁷ しかしながら、アングロ・サクソン型は、コモン・ローと違い、自由が少なく第三者の利益の保護に厚いフランス固有の倫理や法律を損なわないように注意している。シュレフェール「競争は倫理的行動を破壊するか」『アメリカン・エコノミック・アソシエーション 2004』、ウィリアムソン「計算可能性、トラストと経済的組織」『ジャーナル・オブ・ロウ・アンド・エコノミクス 1993』。

起案に加わっていないから重要である。企業「内」倫理はほったらかしである（I I）。説明されることがないから、道徳的、文化的、法的な基準が失われかねない（I I I）。

I I 企業「内」倫理について

いわゆる「企業」倫理があることは、企業「内」倫理があることを意味するものではないばかりか、ときには対立するものである。企業倫理に関わる規則は主として投資家の保護のためである。従業員ばかりか経営者も強制される（A）。この倫理規則は道徳というより説教的である（B）。

A：従業員、マネージメントに強制される倫理指令

倫理指令、すなわち倫理憲章やコーポレート・ガバナンス規則のことであるが、これは支配的権力に由来する。アメリカ、あるいはより広くアングロ・サクソン諸国では、株主の役割がフランスよりも相当強く（フランスでは会社の利益は株主の利益と一緒ではない）、いわゆる企業倫理はアングロ・サクソン起源であるから、企業倫理は株主のための株主による統治の一般的な手段となっている。ここから社会的・法的な規則とヒエラルキーという新たな問題が生じる。従業員ばかりでなく経営者も企業倫理を強制されている。多数派であっても株主は、適法に選ばれた代表に属する法的な決定権限を有しているわけではない。

1. 従業員に（その利益に反して）強制される倫理

本稿で扱う株式会社での従業員の役割は、その性質上小さいものである。株式会社は投資家、すなわち株主の利益を優先する資本主義体制のものである。従業員には、法律上会社の方向性を云々する権限はなく、議決権もない。この点において、企業における民主主義はほぼ存在しない。たしかにフランスには一定の法的装置として、企業委員会（訳注4）、従業員代表、組合代表の権限を通じての意見の表明の制度がある。しかし、全体としては法律上の権限は株主にある。企業倫理は自由な議論の結果ではなく、劣後した地位にある従業員に強制される。従業員は団結し、議論は行われることもあるが、憲章起案の背景が明らかにされることもなく、従業員にも明らかにするように要求する権利はない（会社でも協同組合でも、倫理憲章が設けられるのは経営者の刑事責任追及の後である）。潜在的投資家をいかに引き寄せるかというマーケティングの観点が重要なのである。憲章があることは、少なくとも安心させる。多くの論者の見るところ、従業員に課せられる企業倫理は支配者によるパターンリスティックな倫理に過ぎない。株主によって選出された経営者が提案するのではなく、強制するものである。

従業員の倫理憲章への参加の制度（より一般的には会社経営への参加）は、国によって異なっている。ドイツではフランス以上に重要である。ドイツは共同経営を実行し、被用者に歴史的・社会学的理由からより重要な役割を演じさせている（組合の力、監査役会形

態での経営への参画、監査役会への非株主参加)。しかし、監査役会形態の会社がフランスよりも圧倒的に多いドイツにおいても、監査役会の決定は、事実上従業員にとって多かれ少なかれ既定事項であり⁸、フランスの取締役会と同様である。

2. 経営者に（会社の利益に反して）強制される倫理

1980年代以降、経営者に対する株主の圧力が強くなり、この結果、株主価値の概念が作られ、行動基準が作られるに至った。投資家を引き寄せて、株式価値を極大化すること、あるいは経営者の法令違反への対応といったことから、株主による株主のための、いわゆる倫理規則が増加している。この点では経営者への強制は、見かけ以上に重要で、従業員への強制とほぼ同じである（多くの子会社の経営者には分かるだろう）。フランスでもドイツでも、株価が低下している場合には、上場会社の株主総会の優位性は取締役たちを不安にさせるものである⁹。資本市場の支配という事実によって、伝統的な企業のヒエラルキーが問われており、企業はひとつの機関なのか、会社の利益とは株主の利益なのかといったことが問われている。たとえば、研究投資を無視して、株主の即時的な利益だけを追求することはどうなのか？

「企業統治」に関するフランスの各種報告（ブトン報告、ヴィエノ報告）は、ある意味で株主の経営者に対する圧力を支持している。この結果、システムの根幹は独立取締役の選任ということになった。

B：道徳的というより説教的ないわゆる「倫理」憲章

企業倫理の命じるところは、ある者を他の者以上に利するものである。優れた倫理憲章はある者の利益となり、投資家は優遇される。倫理憲章は企業の、言葉の伝統的な意味での倫理を構成するものでも、生み出すものでもない¹⁰。

1. 従業員に反して

倫理規則は内部規則の一つであるが、従業員が意識しないうちに、その権利や自律を制約している。たとえば、デパートの倫理憲章の一部となっている「こんにちは」強制¹¹のように、従業員は自律的ではなく、憲章を守らない従業員は教育が充分でないことになる。

倫理憲章は、最善の場合でも、従業員に対する説教的な命令にすぎない。顧客を人としてではなく、資本の所有者として尊重するように諭すのである。支払不能の者よりも、支払能力の高い者を尊重するものである。倫理憲章は、法律の規定（たとえば独立取締役の

⁸ フランソワ「視点」D.2004, p. 682.

⁹ ペルザー、フランクフルト・アルゲマイネ・ツァイトウング 2002年3月2日。

¹⁰ 即効的現実的な倫理が金融や環境の世界と密接な関係があることは、それが単なるイメージ目的、マーケティング目的、あるいは注意を他にそらし、詐欺行為を隠蔽するものでなれば、批判するに当たらないが、刑事責任を問われている多くの企業が行動基準を設けているのである。

¹¹ バエン「『強制される』 こんにちは」2004年3月24日ル・モンド、18頁。

選任)と重複し、あるいは代替するおそれがあるばかりでなく、企業倫理が道徳や法を支配するおそれがある。倫理規則に従わないものが犠牲となる。こうして倫理憲章を楯に(ビジネスや企業の秘密を遵守せよ)、たとえば法律や会計上の違反行為に反対したり、監査役に横領を通報したりする者は追放される。支配者の倫理憲章に暗黙または明示的に含まれている企業利益の優位が市場獲得のための贈収賄を正当化するのである。実際には、横領や贈収賄が(しばしば両者は同時に起こる)陳腐化し、経営者個人に利得はないこと、企業も従業員もその結果として得るものが大きいことによって正当化される。さらに現在、フランスでアメリカ型のクラス・アクション¹²が株主の利益のために議論されているから、経営者が横領した場合、従業員の付帯私訴の可能性を拡げることも考えられよう。しかし、詐取があった場合にその直接間接の結果の責任を負う者について、たとえば給与が増えたわけではなく、解雇されたのだから一種の犠牲になったのだとみるような可能性を認めることも倫理的であることになってしまう。

2. 経営者に対して

倫理憲章は、経営者に対する透明性を強く求めており、これは非難することではない。しかし、一つのことを強調しすぎるのは、道徳的には重要なことを忘れさせるおそれがある。取締役社長の報酬や退職慰労金の透明性を強調すると、取締役社長の報酬が異常に高いこと、経営ミスがないのに取締役社長を解任した場合に会社が負担する補償金の法外な額について反省する機会を失わせかねない(訳注5)。同様に、独立取締役の選任による透明性を説くことは、フランスには現在、独立取締役自体の法的概念が存在しないことを忘れることになる。いったいどこに道徳があるのだろうか?

I I I 法的文化的小よび道徳的な基準の喪失のおそれ

フランスにおける倫理、道徳、企業倫理、お説教、プラグマティズム、さらに明らかにされていないアングロ・サクソンの概念の優位性に関する混乱は、基準の喪失や深い思考の不在を引き起こし、さらには本来不可能な法的制度の安易な導入の問題を引き起こしている。

¹² クラス・アクションとは、アメリカでは一人が一定のクラスのメンバーとして訴えを提起することができることをいう。裁判官がこのクラスを定義し、原告が当該クラスの利益のために提訴したかを判断する(たとえば、少数株主権)。したがって一人が集合的権利や第三者の利益保護のために他の多くの株主を代表して提訴する。この方法は、「何人も代理人によって訴訟せず」というフランスの規則とは相容れない。しかしながら、こうしたアイデアはフランスでも検討されている。フランスでは、金融市場保障法に関する議論やクレマン報告において表明されている(www.assemblée-nationale.fr, 報告番号 270,2003年12月)。会社法に関するEU委員会も考慮している(会社法に関するEU委員会のプランは、Bulletin July 2003年997頁参照)。(訳注:クラス・アクションについては、2005年1月4日のシラク大統領の新年の挨拶でも導入が表明されている)

A：伝統的な法的価値に対する基準の喪失

企業倫理は法ほど拘束力があるわけではない。グローバリゼーションとアングロ・サクソン・モデルの結果、企業がどこに所在しようと、企業倫理はすべての企業に適用されるようである。国際的な統一法はないのであるから、国内法あるいは地域の法律に整合的でない道をたどり（アメリカは州によって異なる法を有する）、各国の法体系に対立する規定を持ち込む危険性がある。統一的な倫理規則のため、一種の欺瞞、あるいは民事的刑事的な追及のおそれがある。

たとえば、フランス法にはいわゆる独立取締役という特殊な取締役の制度は存在しないが、世界的なレーティング・エージェントは、会社の倫理対策を評価するうえでこの名称に依存している。こうした分類は逆説的であり、欺瞞でさえある。フランスでの独立取締役の選任は、多くの重要な上場企業でマーケティング上の理由から行われているが、法的リスクがないわけではない。独立取締役も他の取締役と同じ条件で選任され、同じ権限を有しているが、フランス法上、独立取締役として代表するのか、独立取締役は（議決権を持たない検査役と同じく）取締役ではなく、取締役会で議決権がないのか、といったことが不明であり、リスクがある（取締役会決議の守秘違反、取締役会決議の取消、取締役会で選任した経営者の特定責任など）。さらに、ヨーロッパの多くの国に存在する横領の概念もアングロ・サクソン国には見られず、また、会社の利益の概念も異なっている。最後に、会社の受任者である取締役社長の解任補償金は、現在フランスでは原則として違法であるが、アメリカではそうではない。アメリカ・リベラリズムは経営者のためであること、（いまは）フランスに存在しない法を模倣することで正当化するのが手近な方法であるというはそのとおりだろう。しかし、ローマ・ゲルマン法とは異なったことを強調しすぎることに危険があることに注意すべきだろう。すなわち、倫理規則の中に統一的な規則を入れることは、よく見受けられるが、必ずしも望ましいものではなく、国内法と矛盾するかもしれない、危険である。この点について次の最近の事例はきわめて示唆的であろう。2004年10月14日、ナンテール裁判所は、スイス系の製薬会社であるノヴァルティス・ファルマ・フランスと企業委員会（より正確には企業委員会のCFDFT系事務局長）の間の事件に関するレフェレ（訳注6）の裁判において、ノヴァルティス・グループのバーゼル本社の幹部が起案した同社の「行動基準」の規定は、違法であるとした。この行動基準は内部規則を修正するもので、幹部によると、国連のグローバル・コンパクト（訳注7）の原則を参考にしており、起こりうる利益相反のリスクを避けるための、守秘義務と忠実義務についての既存の規則を参考している。ノヴァルティス社は、従業員がノヴァルティス社とビジネス上の関係がある相手や競争会社の従業員と結婚する場合、従業員は結婚許可を得なければならないとした。さらに、利益相反を避けるため、同社トップに報告しなければ、取締役、経営幹部、経営機関のメンバーにはなれないとした。ル・モンドのデルベルグ記者の説明によると¹³、ノヴァルティス社はインサイダー・トレーディングを防止する目的で

¹³ 2004年10月16日付けル・モンド参照。

従業員やその家族が競争会社の株式を 1 パーセント以上保有することを禁じたということである。ナンテール裁判所は、こうした基準はエンロン事件の後、事前の注意としてアメリカの法理には見られるが、「従業員の私生活に対する明らかに違法な侵害であり、従業員の精神的健康にはリスクとなる。とくに従業員について、会社の利益の保護の概念は、関係者によって異なるとフランスでは理解されているから、経営者のみならず従業員にも適用されるような、フランスに存在しないようなアメリカの規則はわが国の国内法と衝突する」とした。アメリカ型の忠実義務は、上記のような場合に従業員について暗黙のうちに予定されているものであるが、広範に過ぎ、フランスでは違法の可能性がある。民法 1134 条にいう当事者間の契約の拘束力の問題は、アングロ・サクソンの解釈と無縁ではなく、現に、フランス法上、まず流通法で創設され、契約法で一般化されている。

倫理憲章には問題があり、対象が曖昧である。法的価値は不詳である。倫理憲章は第三者（保証人、取引先債権者、法人の共同契約者）に対抗できるのだろうか？商業登記簿に登録されていないのに、定款の関連文書といえるのだろうか？

B：伝統的な道徳文化価値との整合性の検証が行われぬおそれ

企業倫理の名において、伝統的道徳や明確な正しい価値との整合性を検証しないと、党派の争い、出世主義者の支配を引き起こしかねない。党派や最強の法律に服するように、企業倫理に服することになる。若い者は、一時的にせよ、安易に同意し、その後、企業に絶望して去っていくことになりかねない。若くない者は意欲を失いかねない。危険は、誤ったプラグマティズムが数字だけを優先し、マーケティングが質に優先することである。道徳価値がお説教に嘲けられ、あるいはのみこまれてしまう。

この現象は伝統的な企業だけのものではなく、教育、研究の世界も同じである。研究者はアングロ・サクソン型が支配的であるという事実を考慮して、出世主義や処世術を考え、水準の高い、深遠な研究を要する国内の雑誌の論文よりもアングロ・サクソンの雑誌の大衆的論文に向かってしまう。

結論

このような企業倫理は、企業に関するネオ・リベラルの思想の表現であるだけでなく、倫理のベールの下には、一種のシニスムがある。刑事責任を問われた政治家や実業家が選挙や再任決議（この問題は性格が異なるが）によって禿を受けるように、ある種の企業は刑事責任を隠蔽するためにのみ倫理規則を起案している。こうした行動は、悪意であるからなおさら有害であり、倫理の概念をゆがめるものである。さらに、アメリカ市場の覇権という事実から、なんら説明なしに、善意からアメリカ型の倫理憲章を起案することは、不健康であり、合理性がない。アメリカの覇権主義は、まだ日も浅く、善と悪を統一的に見極めることを知らない。しかし、反対すべきは、このアメリカの覇権主義ばかりではなく、倫理規則を含めて、それに服従する傾向が見られることである。反対しないことは、

フランス固有の伝統、固有の文化、固有の法律、固有の概念をないがしろにすることである。倫理、平等、あるいは尊厳の考え方は世界共通ではない。ヨーロッパの改革は、とくに補完性の原則という点で、関係者に示唆を与えよう。最後に、フランスの感覚では、体制の変更を望まず、フランスの資本主義システムを維持するならば、企業倫理はまず、株主に求められよう（監督上馴れ合いがないとしても、微力であるが）。なぜなら、彼らだけが株主総会で議決権があるからである。現在、従業員、経営者に強制されているアングロ・サクソン型の企業倫理の概念の対極ではないとしても、相当異なったものとなるだろう。

訳注：

1：CAC40 は、フランスの証券取引所であるユーロネクスト上場の代表的な株式 40 銘柄の平均株価指数。

2：ペルベン第2法（犯罪の変化への司法の適用のための 2004 年 3 月 9 日法律番号 2004-204）は、犯罪防止を目的とする刑事訴訟手続の改正法。組織犯罪対策を主とし、また一種の司法取引を導入している。

3：フランスにおける会社の利益の概念は、フルハーフ事件におけるパリ控訴院判決（CA Paris, 22 mai 1965, Société Freuhauf Corporation c/ Massardy et autres, D. 1968, p. 147, note R. Contin）で、会社が経営破綻し、従業員が職を失いかねない場合には「取締役の個人的な利益に優先して社会的利益を考慮すべきであり、これは会社の利益にも反していない」としたように、会社の利益よりも取引先、従業員などを優先すべしとする点に特徴がある。

4：労働法典 431 条の 1 は、常時 50 人以上を雇用する企業に、従業員の総意を表明する機関として、従業員により構成される企業委員会を設けることを義務づけている。

5：著者は明示していないが、ここで解任された取締役社長に対して会社が負担した法外な補償金とは、ヴィヴェンディ・ユニヴェルサル社のメシエ元社長に対する 2000 万ユーロの例であろう。

6：レフェレは、緊急に一定の民事上の処分を行うために、一方の当事者の申立てにより、相手方当事者の出席または呼出のもとに行われる仮の裁判。

7：1999 年 1 月 31 日国連のアナン事務総長は、各国のビジネス界のリーダーに対して、人権、労働、環境、汚職防止のための 9 原則（現在は 10 原則）の遵守を呼びかけ、翌年 7 月 26 日から実行に移されている。